

六」と、同項第二号中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第三号中「に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十七条、附則第三条及び附則第九条第一項の改正規定、同条第三項第四号の改正規定（「附則第三十三条の三第五項」を「附則第三十四条第四項」に、「法附則第三十三条の三第二項」を「同条第一項」に改める部分に限る。）並びに附則第十二条第一項第二号及び附則第二十二条の改正規定 公布の日

二 第六十三条、第七十六条の七及び附則第十四条の七第一項の改正規定 平成十五年十月一日

三 第四十八条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第四十九条から第五十五条までの改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、第五十七条の改正規定（同条第一項中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改める部分を除く。）並びに第五十九条から第六十二条まで、第六十二条の六、附則第十二条の二第一項及び第二項、附則第十二条の三第六項、附則第十四条の二、附則第十九条並びに附則第二十五条第五項の改正規定並びに附則第十項から第十五項までの規定 平成十六年四月一日

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の秋田県県税条例（以下「新条例」という。）附則第十二条の二（第六項及び第七項を除く。）及び第十二条の四の規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第十二条の二（第六項及び第七項を除く。）及び第十二条の四の規定の適用については、平成十六年度分の個人の県民税に限り、新条例附則第十二条の二第八項第三号中「第三十六条の二、第三十六条の三」とあるのは「第三十六条の二」と、「と、第三十六条の三中」「第三十三条第六項」とあるのは「附則第十二条の二第七項」とする」とあるのは「とする」と、新条例附則第十二条の四第二項第三号中「第三十六条の二、第三十六条の三」とあるのは「第三十六条の二」とする。

4 新条例第三十三条第三項から第六項まで及び第三十六条の三並びに附則第二条第二項、第四条第二項並びに第十二条の二第六項及び第七項の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

5 新条例第三十四条及び第三十六条の二並びに附則第五条、第八条、第九条、第十二条の二の三及び第二十五条第三項の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

6 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第七十八条第二項前段の規定により移管された同項前段に規定する発行日取引は、新条例附則第十二条の二の三第二項に規定する特定口座において処理された取引とみなして、同条の規定を適用する。

7 この条例による改正前の秋田県県税条例附則第十二条の二第六項及び第七項の規定は、平成十五年度分までの個人の県民税については、なおその効力を有する。

8 新条例の規定中特定配当等に係る県民税に関する部分は、平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用する。

9 新条例の規定中特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成十六年一月一日以後に支払うべき所得税法等の一部を改正する法律第十二条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「新租税特別措置法」という。）第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する譲渡の対価及び新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済（以下この項において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額並びに同日以後に行われる差金決済により生じた同条第三項第一号ロに規定する差損金額に係る特定株式等譲渡所得金額について適用する。

（事業税に関する経過措置）

10 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成十六年四月一日以後である解散に限り、合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

11 新条例第六十二条の六及び附則第十四条の五の規定は、所得税法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の消費税法（昭和六十三年法律第八号）第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間が平成十六年四月一日以後に開始する場合について適用し、所得税法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正前の消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

12 新条例附則第十九条第一項及び第三項の規定は、平成十六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

13 工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第五十一条第一項第三号又は第二項」を「第五十一条第一項各号（第一号（一）及び（二）を除く。）又は第四項各号（第一号（一）及

び(二)を除く。)」に改め、同項第二号中「第五十一条第一項第四号」を「第五十五条の三第一項第一号」に改める。

第三条第一項第一号中「第五十一条第一項第三号又は第二項」を「第五十一条第一項各号(第一号(一)及び(二)を除く。)」又は第四項各号(第一号(一)及び(二)を除く。)」に改め、同項第二号中「第五十一条第一項第四号」を「第五十五条の三第一項第一号」に改める。

附則中第五項及び第六項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

(事業税の税率の特例)

3 第二条第一項又は第三条第一項の規定による事業税の課税免除に係る事業年度が平成十一年四月一日以後に開始した事業年度であるときは、当該事業年度に係る第二条第一項第一号及び第三条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定中「第五十一条第一項各号(第一号(一)及び(二)を除く。)」とあるのは、「附則第二十五条第五項の規定により読み替えて適用される県税条例第五十一条第一項各号(第一号(一)及び(二)を除く。)」とする。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

14 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表以外の部分中「第五十一条」の下に「及び第五十五条の三」を加え、同条の表中「第五十一条」の下に「又は第五十五条の三」を加える。
附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

(事業税の税率の特例)

3 第二条の規定による事業税の不均一課税に係る事業年度が平成十一年四月一日以後に開始した事業年度であるときは、当該事業年度に係る同条の規定の適用については、同条中「及び第五十五条の三」とあるのは、「第五十五条の三及び附則第二十五条第五項」と、同条の表中「第五十一条」とあるのは「附則第二十五条第五項の規定により読み替えて適用される県税条例第五十一条」とする。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

15 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年秋田県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第五十一条第一項第三号又は第二項」を「第五十一条第一項各号(第一号(一)及び(二)を除く。)」又は第四項各号(第一号(一)及び(二)を除く。)」に改め、同項第二号中「第五十一条第一項第四号」を「第五十五条の三第一項第一号」に改める。

附則第九項中「附則第七項」を「附則第八項」に、「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十項とし、附則中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

(事業税の税率の特例)

4 第二条第一項の規定による事業税の課税免除に係る事業年度が平成十一年四月一日以後に開始した事業年度であるときは、当該事業年度に係る同

項第一号の規定の適用については、同号中「第五十一条第一項各号(第一号(一)及び(二)を除く。)」とあるのは、「附則第二十五条第五項の規定により読み替えて適用される県税条例第五十一条第一項各号(第一号(一)及び(二)を除く。)」とする。

秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第四十六号

秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

秋田県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年秋田県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)第二十一条第二項」を「独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十二条第二項」に改める。

第三条の見出しを「(機構との保険契約)」に改め、同条中「社会福祉・医療事業団(以下「事業団」を「独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」に、「社会福祉・医療事業団法第二十一条第三項」を「独立行政法人福祉医療機構法第十二条第三項」に改める。

第四条第二項、第十六条の二第一項及び第十七条中「事業団」を「機構」に改める。

附則

この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

秋田県肥料登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第四十七号

秋田県肥料登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県肥料登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第六号」に、「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第七号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第四十八号

秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例（昭和三十三年秋田県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一項の表秋田県平鹿地域農業改良普及センターの項中「横手市赤坂字仁坂百五番地の六」を「横手市旭川一丁目三番四十一号」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年八月一日から施行する。

国営八郎潟干拓事業負担金徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第四十九号

国営八郎潟干拓事業負担金徴収条例を廃止する条例

国営八郎潟干拓事業負担金徴収条例（昭和四十二年秋田県条例第三十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県工業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第五十号

秋田県工業技術センター条例の一部を改正する条例
 秋田県工業技術センター条例(昭和五十七年秋田県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。
 別表第二を次のように改める。

別表第二(第三条関係)

区	分	手	数	料	の	額
独立行政法人科学技術振興機構のオンラインシステムによる場合		検索に要した時間数、検索した情報の件数等に応じ、独立行政法人科学技術振興機構が定める当該システムの検索に要する経費の算定方法に基づき算出した額				

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 平成十五年九月三十日までの間におけるこの条例による改正後の秋田県工業技術センター条例別表第二の規定の適用については、同表中「独立行政法人科学技術振興機構」とあるのは、「科学技術振興事業団」とする。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十一号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年秋田県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「公団等」を「法人」に、「本項」を「この項」に改め、同項第二号から第六号までを次のように改める。

- 独立行政法人緑資源機構
- 独立行政法人労働者健康福祉機構
- 独立行政法人雇用・能力開発機構
- 日本郵政公社
- 独立行政法人水資源機構

第二条第三項第八号を次のように改める。

八 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第三条第五号中「水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十八条第一項」を「独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十二条第一項」に改め、同条第十四号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附 則

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条第三項各号列記以外の部分及び同項第五号の改正規定 公布の日
- 二 第二条第三項第二号、第六号及び第八号並びに第三条の改正規定 平成十五年十月一日
- 三 第二条第三項第四号の改正規定 平成十六年三月一日
- 四 第二条第三項第三号の改正規定 平成十六年四月一日

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十二号

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立高等学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立海洋技術高等学校の項及び秋田県立男鹿高等学校の項を削り、同表に次のように加える。

秋田県立男鹿海洋高等学校	男鹿市船川港南平沢字大畑台四十二番地
秋田県立横手清陵学院高等学校	横手市大沢字前田百四十七番地の一

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に秋田県立海洋技術高等学校又は秋田県立男鹿高等学校(以下「海洋技術高等学校等」という。)に在学する者は、平成十六年四月一日に秋田県立男鹿海洋高等学校(以下「男鹿海洋高等学校」という。)に転学させるものとする。
- 3 前項の規定により男鹿海洋高等学校に転学させた者については、海洋技術高等学校における在学年数は、男鹿海洋高等学校における在学年数とみなし、海洋技術高等学校等において履修した課程は、男鹿海洋高等学校において履修したものともみなす。

秋田県立中学校設置条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第五十三号

秋田県立中学校設置条例

(設置)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する中学校(以下「中学校」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第二条 中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位 置
秋田県立横手清陵学院中学校		横手市大沢字前田百四十七番地の一

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県立野球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第五十四号

秋田県立野球場条例の一部を改正する条例

秋田県立野球場条例(昭和四十七年秋田県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 別表第三の規定は、平成十九年十月三十一日限り、その効力を失う。

別表に次のように加える。

第三 広告表示使用料

区 分		使用の単位	使用料の額
内野席前部フェンス		一区画一年につき	五〇、〇〇〇円
外野席前部フェンス			六二、五〇〇円

備考

- 一 使用期間が一年未満であるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算した使用料を徴収する。
- 二 使用料の額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

附 則

この条例は、平成十五年八月一日から施行する。

秋田県立向浜運動広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第五十五号

秋田県立向浜運動広場条例の一部を改正する条例

秋田県立向浜運動広場条例(昭和四十九年秋田県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県立運動広場条例

第一条中「秋田県立向浜運動広場（以下「運動広場」という。）を秋田市新屋字砂奴寄四番地の六に」を「運動広場を」に改める。
 第九条を第十条とし、第三条から第八条までを一条ずつ繰り下げる。

第二条中「次の各号に」を、「次に」に改め、同条各号を次のように改める。

一 秋田県立向浜運動広場

(一) 野球広場

(二) テニスコート

二 秋田県立新屋運動広場

ラグビー・サッカー場

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(名称及び位置)

第二条 運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
秋田県立向浜運動広場			秋田市新屋字砂奴寄四番地の六
秋田県立新屋運動広場			秋田市豊岩石田坂字館野二十一番地の九

別表中「第四条」を「第五条」に改め、同表第一の表に次のように加える。

ラグビー・サッカー場							
一	<table border="1"> <tr> <td>中学校生徒及び小学校児童</td> <td>三三〇円</td> </tr> <tr> <td>大学及び高等専門学校 の学生並びに高等学校 生徒</td> <td>四六〇円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>五七〇円</td> </tr> </table>	中学校生徒及び小学校児童	三三〇円	大学及び高等専門学校 の学生並びに高等学校 生徒	四六〇円	一般	五七〇円
中学校生徒及び小学校児童	三三〇円						
大学及び高等専門学校 の学生並びに高等学校 生徒	四六〇円						
一般	五七〇円						

別表第二の表の備考以外の部分を次のように改める。

第二 夜間照明設備使用料

区 分	使 用 の 単 位	使 用 料 の 額
野 球 広 場	一 面 一 時 間 に つ き	二、一〇〇円
テ ニ ス コ ー ト	一 面 一 時 間 に つ き	六三〇円
ラ グ ビ ー ・ サ ッ カ ー 場	一 基 一 時 間 に つ き	二八〇円

附 則

この条例は、平成十五年八月一日から施行する。

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十六号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項に次の一号を加える。

四 法第二十一条の五第一項又は第二十一条の六第一項の規定による古物競りあわせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請

一件につき 一万七千円

附 則

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十五号）の施行の日から施行する。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十七号

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例
 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。
 第十三条第四項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に、「失業給付」を「基本手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田県株式会社松原印刷社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六
 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubaranatsu.co.jp
 松原印刷社